

鎌倉市青少年会館条例施行規則をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

高橋 洋平

鎌倉市青少年会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により鎌倉市青少年会館（以下「会館」という。）の使用の承認を得ようとする者は、あらかじめ鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に使用団体等の登録の申請をしなければならない。

(登録の決定)

第3条 教育委員会は、前条の規定による登録の申請をした者のうち、次の各号のいずれにも該当する団体を青少年団体として登録を決定するものとする。

- (1) 構成員に、市内に住所を有し、又は通勤、若しくは通学している者が含まれること。
- (2) 構成員が5名以上であること。
- (3) 構成員に占める30歳未満の者の割合が5割以上であること。

2 教育委員会は、前条の規定による登録の申請をした者のうち、前項第1号及び第2号に該当する団体を一般団体として登録するものとする。

3 教育委員会は、前2項に規定する団体以外の者についても、団体等の登録を決定することができる。

4 教育委員会は、前3項の規定により登録を決定したときは、当該申請をした者に通知するものとする。

(登録の変更及び廃止)

第4条 前条の規定により登録を決定された者が、登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとする場合は、鎌倉市青少年会館使用団体等登録変更・廃止届（第1号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

(使用の申請)

第5条 会館の使用の承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に教育委員会に鎌倉市公共施設利用予約システム（以下「システム」という。）により申請しなければならない。

- (1) 第3条第1項の青少年団体、第11条第3号の団体及び教育委員会が特に認めた団体 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の初日から使用日の3日前までの間
- (2) 第3条第2項の一般団体及び同条第3項の規定により登録が決定された団体（第11条第3号の団体及び前号に規定する教育委員会が特に認めた団

体を除く。) 使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日の3日前までの間

(3) 前2号以外のもの 使用日の7日前から使用日の3日前までの間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、前項各号に定める期間以外の期間においても申請することができる。

(使用承認等の通知)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その適否を決定し、システムにより当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の納付時期)

第7条 会館の使用料は、使用日の2日前までに納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し)

第8条 第6条の規定により使用の承認を得た者(以下「使用者」という。)で当該使用を取り消そうとするものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、使用日の2日前までに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 前条の規定により使用料を納付した場合 鎌倉市青少年会館使用取消届(第2号様式)の提出

(2) 前号以外の場合 システムへの登録

(使用料の減免申請)

第9条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、鎌倉市青少年会館使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料減免決定の通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その適否を決定し、鎌倉市青少年会館使用料減免等決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(青少年活動)

第11条 条例第7条第2号の規則で定める青少年活動は、30歳未満の個人の自己啓発のための活動及び次の各号のいずれかに該当する団体等の活動とする。

(1) 第3条第1項に規定する青少年団体

(2) 市内の学校及び保育所

(3) その他青少年の健全な育成を図ることを目的とする市内の団体

(4) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している30歳未満の個人

(自己啓発のための活動を行う場合に限る。)

(使用料の還付)

第12条 条例第8条ただし書(同条第3号又は第4号に該当するときに限る。)の規定により使用料の還付を受けようとする者は、鎌倉市青少年会館使用料還付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当するとき 10割

(2) 第8条の規定により取消しの届出があったとき 8割

(還付決定の通知)

第13条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、鎌倉市青少年会館使用料還付等決定通知書(第6号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(遵守事項)

第14条 使用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を得た範囲を超えて施設、附属設備又は器具を使用しないこと。

(2) 定員を超えて入場させないこと。

(3) 無断で物品の販売等の行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(6) 会館の器具を会館の外に持ち出さないこと。

(7) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 職員の指示に従うこと。

(管理上の立入り)

第15条 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、職員を使用の承認をしている施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。

(破損等の届出)

第16条 使用者は、会館の施設又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(その他の事項)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鎌倉市青少年会館使用団体等登録変更・廃止届

年 月 日

(宛先) 鎌倉市教育委員会

申請者（窓口に来た人）

団体名

氏 名

次のとおり団体登録の（変更・廃止）を届け出ます。

登録先	<input type="checkbox"/> 鎌倉青少年会館 <input type="checkbox"/> 玉縄青少年会館				
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止				
変更内容	団体名	旧団体名			
		新団体名	フリガナ (略称)		
	代表者	旧代表者			
		新代表者	〒 ー		
			住所		
		フリガナ 氏名	電話		
		(生年月日:)			
	連絡者	旧連絡者			
新連絡者		〒 ー			
		住所			
	フリガナ 氏名	電話			
	(生年月日:)				

(注) 必要に応じ名簿及び規約を添付してください。

鎌倉市青少年会館使用取消届

年 月 日

(宛先) 鎌倉市教育委員会

住 所

届出者 団体名

氏 名

電 話 ()

次のとおり、使用の取消しを届け出ます。

		使用施設コード	使 用 日 時	使用時間
使用 施設	鎌倉青少年会館		月 日 () 時～ 時	時間
	()は使用施設コード		月 日 () 時～ 時	
	研修室大 (1-1)		月 日 () 時～ 時	
	研修室小 (1-2)		月 日 () 時～ 時	
	調理実習室 (1-3)		月 日 () 時～ 時	
	屋外炊事場 (1-4)		月 日 () 時～ 時	
	その他 (1-5)		月 日 () 時～ 時	
		合 計		
	玉縄青少年会館		月 日 () 時～ 時	
	()は使用施設コード		月 日 () 時～ 時	
	会議室 A (2-1)		月 日 () 時～ 時	
	会議室 B (2-2)		月 日 () 時～ 時	
	美術室 (2-3)		月 日 () 時～ 時	
	集会室 (2-4)		月 日 () 時～ 時	
和室 (2-5)		月 日 () 時～ 時		
音楽室 (2-6)		月 日 () 時～ 時		
窯 場 (2-7)		月 日 () 時～ 時		
その他 (2-8)		合 計		

鎌倉市青少年会館使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)鎌倉市長

住所
申請者 団体名
(代表者) 氏名
電話 ()

次のとおり、使用料の還付について申請します。

		使用施設コード	使用日時		使用料	
			月 日()	時~ 時	円	
使用施設	鎌倉青少年会館 ()は使用施設コード	研修室大 (1-1)	月 日()	時~ 時		
		研修室小 (1-2)	月 日()	時~ 時		
		調理実習室 (1-3)	月 日()	時~ 時		
		屋外炊事場 (1-4)	月 日()	時~ 時		
		その他 (1-5)	月 日()	時~ 時		
		合 計				
		玉縄青少年会館 ()は使用施設コード		月 日()	時~ 時	
	会議室A (2-1)	月 日()	時~ 時			
	会議室B (2-2)	月 日()	時~ 時			
	美術室 (2-3)	月 日()	時~ 時			
	集会室 (2-4)	月 日()	時~ 時			
	和室 (2-5)	月 日()	時~ 時			
	音楽室 (2-6)	月 日()	時~ 時			
	窯場 (2-7)	月 日()	時~ 時			
合 計						
還付の理由						
還付の方法		<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振込				
振込先		金融機関名 _____ 本支店名 _____ 口座種別 _____ 口座番号 _____ 口座名義人 _____				

鎌倉市青少年会館使用料還付等決定通知書

様	鎌倉市指令 第 号 年 月 日
	鎌倉市長 印
次のとおり、決定しましたので通知します。	

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 還付します <input type="checkbox"/> 還付しません(理由)
還 付 金 額	円
還 付 の 方 法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振込

振込先

金融機関名		本支店名		種別		口座番号	
口座名義人							

還付対象使用施設

		使用施設コード	使 用 日 時	既 納 使 用 料
使 用 施 設	鎌倉青少年会館		月 日() 時～ 時	円
	()は使用施設コード		月 日() 時～ 時	
	研修室大 (1-1)		月 日() 時～ 時	
	研修室小 (1-2)		月 日() 時～ 時	
	調理実習室 (1-3)		月 日() 時～ 時	
	屋外炊事場 (1-4)		月 日() 時～ 時	
	その他 (1-5)	合 計		
	玉縄青少年会館		月 日() 時～ 時	
	()は使用施設コード		月 日() 時～ 時	
	会議室A (2-1)		月 日() 時～ 時	
	会議室B (2-2)		月 日() 時～ 時	
	美術室 (2-3)		月 日() 時～ 時	
	集会室 (2-4)		月 日() 時～ 時	
	和室 (2-5)			
音楽室 (2-6)	合 計			
窯 場 (2-7)				
その他 (2-8)				
使 用 目 的 (行 事 の 名 称 等)				

(注) (教示文)